



# 古河市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月  
古河市教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨・現状	P. 1
	(1) 計画の趣旨	
	(2) 本市の現状	
	(3) 健康状態・意識調査の結果	
2	目 標	P. 2
	(1) 時間外在校等時間に関する目標	
	(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標	
3	計画の期間	P. 2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	P. 3
	(1) 国が掲げる「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
	(2) 学校における措置の推進	
	(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	P. 6
6	まとめ	P. 7
7	参考資料	P. 8

# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

近年、学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教育職員（以下、本計画の文中では「教職員」という）の業務量は増加の一途をたどっています。国の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第8条」の一部改正、及び文部科学省の指針に基づき、教職員が健康で生き生きと教育活動に従事できる環境を整えることは全国的に急務となっています。

小中学校において教育の質を向上していくためには、教育現場にゆとりがあり、教職員が子どもたちとしっかり向き合える環境を整えることが不可欠です。そこで本市では、子どもたちにとって質の高い教育環境を維持するため、教職員の在校等時間を適正に管理し、教職員の心身の健康を保持増進することを目的に、本計画を策定します。

## (2) 本市の現状

本市では、古河市立小中学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、令和4年3月に「古河市立学校における働き方改革のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を定め、教職員の在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

一方、本市の現状として、令和6年度の教職員の時間外在校等時間の状況については、以下の状況となっています。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	27.15 時間	13.04%	0%
中学校	38.55 時間	40.12%	0%

時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が、特に中学校では約 40%と多くなっています。中学校においては、部活動指導による休日勤務の常態化、小学校においては、若手教員の教材研究や事務作業に伴う長時間勤務が、時間外在校時間を増やす要因となっています。

こうした現状を改善することで、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。これまで本市が進めてきたガイドラインの取組を踏まえつつ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第8条」に基づき、目標を設定することが肝要です。

## 2 目 標

本計画では、国の指針を踏まえ、以下の数値目標を設定します。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（1 カ月時間外在校時間：45 時間、1 年間時間外在校時間：360 時間）の範囲内とするため、数値目標を以下のとおりとします。

- ① 1 カ月時間外在校時間が 45 時間を上回る割合を 0 にする。
- ② 1 年間における 1 カ月時間外在校時間の平均時間を 30 時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員の心身の健康確保や教職の魅力を確保するため、教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を以下のとおりとします。

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。【11.7 日】
- ② ストレスチェックでの高ストレス者の割合を 7% まで減少させる。【11.7%】
- ③ ストレスチェックにおける職場内の健康リスク値を 80 以下とする。【90】
- ④ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、以下のとおりとします。

令和 8 年度 から 令和 10 年度 まで（3 年間）

なお、本計画は、1 年ごとに進捗状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。また、国の動向や社会情勢の変化に応じて柔軟に対応することとします。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画の目標を達成するため、計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組んでいきます。

### (1) 国が掲げる「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

国が掲げる「学校と教師の業務の3分類」(P.9 参考資料 参照)を踏まえ、本市では以下の項目について優先的・重点的に取り組んでいきます。

#### イ 学校以外が担うべき業務

##### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(参考資料「3分類」**1** 関係)

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

##### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

(参考資料「3分類」**2** 関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、青少年相談員等の地域組織が担う役割であることを明確にし、学校としての自主的な見回りは実施しない体制を維持します。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

##### ③学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(参考資料「3分類」**3** 関係)

- ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、今後、公会計化を検討していきます。

##### ④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

(参考資料「3分類」**5** 関係)

- ・令和7年6月に「スクールロイヤー」を導入し、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備しました。今後は、教育委員会の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築できるよう進めていきます。

## □ 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ①調査・統計等への回答（参考資料「3分類」6 関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することにより、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減していきます。

### ②学校プールや体育館等の施設・設備の管理（参考資料「3分類」9 関係）

- ・学校プール・体育館等の学校施設の管理業務について、令和8年度から包括管理が始まりますが、どのような管理手法が望ましいか、適切な方法を検討していきます。

### ③部活動（参考資料「3分類」13 関係）

- ・令和10年度から、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現します。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、今後地域展開を進めていきます。
- ・休日の部活動については、段階的に地域クラブや民間事業者等への移行を進め、教師が顧問を務めなくても生徒が活動できる環境を構築していきます。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ①授業準備、学習評価や成績処理（参考資料「3分類」15 16 関係）

- ・授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減するために、校務支援システム等を積極的に活用していきます。また、自動採点技術等の導入も検討していきます。

### ②支援が必要な児童生徒・家庭への対応（参考資料「3分類」19 関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議において、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等、専門的な人材の学校への派遣を拡充します。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図っていきます。

- ①各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ②当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ③校務支援システムの活用により、出席管理、通知表作成、指導要録等のデジタル化を進めます。また、会議をペーパーレスにすることにより、会議時間の短縮化を図ります。
- ④勤務時間外の留守番電話機能については、令和2年4月から全校に設置しています。今後は、電話の録音機能の導入について検討していきます。

## (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組んでいきます。

- ①出退勤時刻をシステムで一元管理し、管理職が日々の勤務状況をリアルタイムで把握できる体制を整備できるよう検討していきます。
- ②1カ月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対し、産業医による面接指導を実施します。
- ③月45時間を超えて疲労の蓄積が認められる者に対しても、管理職が面接指導を推奨します。
- ④50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進します。
- ⑤心身の健康問題について相談できる窓口について設置の検討を進めます。
- ⑥年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ⑦令和8年度中に、学校における定時退勤日を月2回以上設定するよう推進します。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画の実効性を確保するため、関連する取組や、今後のフォローアップに関する事項を以下に整理します。

- ①取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- ②学校での児童生徒等の支援に当たる専門的な人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組めます。
- ③時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果等から把握します。
- ④教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ⑤各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにコンプライアンスやマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ⑥保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組んでいきます。
- ⑦運動会・体育祭、文化祭等の行事について、準備時間や規模を現在の教職員数に見合ったものに見直します。（例：短時間での開催、練習期間の短縮など）
- ⑧本計画の実効性を高めるため、令和3年6月に教育部内に組織した「古河市働き方改革プロジェクトチーム」において、学校と連携し課題等の整理・検討を行い、必要に応じて新たな体制等を整えながら、学校の働き方改革に取り組んでいきます。

## 6 まとめ

学校における教職員の働き方改革は、持続可能で質の高い教育を実現するための喫緊の課題です。すべての子どもたちに豊かな学びと確かな成長を保障するためには、教職員が心身ともに健康で、専門性を最大限に発揮できる環境を整備することが不可欠です。

一方で教育現場では、教職員が長時間勤務を余儀なくされた結果、病気による休職や、その一步手前の状態になっても勤務を続けている、といった実態が垣間見えます。このような状況は教職員の不足を生み、さらなる多忙さと長時間勤務を生み出すという悪循環を起こしてしまいます。学校の教育力が低下してしまう、このような悪循環を生み出さないためにも、市教育委員会として、適切な業務管理と教職員の健康確保措置を講ずる必要があります。

本計画は、教職員の業務量を適切に管理し、健康確保のための措置を具体的に定めることにより、教職員が働きがいを感じ、充実した学校生活を送れるようにすることを目的としています。教職員が教育活動に注力できる環境を創り出すため、学校現場の現状と課題を深く理解した上で、業務改善と意識改革の両面から取り組みを推進します。

本計画とともに学校における働き方改革を推進することで、教職員が子どもたち一人一人に寄り添い、「より良い授業・より良い指導」を行う時間が増え、子どもたちの豊かな学びと確かな成長につながると考えています。「未来の古河市を担う子どもたちのため」本計画を推進していきます。

【公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（改正）のポイント】

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(改正)のポイント

令和7年10月20日  
第152回初等中等教育分科会  
参 考 資 料 3

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- ・ 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
  - ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- ・ 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳に避けなければならない
- ・ 縮減に向けた取組を進める
- ・ 学校運営協議会の設置及び活用の推進
- ・ 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・ 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- 服務監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならぬものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを指す
  - ✓ 1年における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度とすることを指す
  - ✓ 1年間時間外在校等時間 → 360時間以上とすることを指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- ・ 服務監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携、協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の美態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)
- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

## 学校と教師の業務の3分類

### 別添4

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること。取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。



### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等々を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画



---

古河市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

---

発行・編集

古河市教育委員会

〒306-8601 茨城県古河市長谷町 38 番 18 号

TEL 0280-22-5111 FAX 0280-22-5105

市HP <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>

---